



門別図書館郷土資料館からのお知らせ

資料展示「すごい人！なんでそんなにすごいんだ！？」開催～「こどもの読書週間」協賛事業～

偉人はなんでそんなにすごいのか？どんなことをしてすごい人になったのか？子どもたちが大好きな武将や、ドラマで話題のあの人、今年お札になる人…古今東西の偉人についての図書を100冊展示いたします。展示している本は借りられますので、ご自宅でゆっくりお読みください。



期間	4月20日(土)～5月19日(日)
場所	門別図書館郷土資料館 図書館カウンター横

☎ 門別図書館郷土資料館 ☎ 01456-2-3746
4月の休館日：毎週月曜日、28日(日)～30日(火)

おうち図書館

図書館の本を送料無料でご自宅へお届けします。「外出を控えている」、「図書館から遠い」など、図書館へ来るのが難しい方は、読みたい本を図書館までご連絡ください。ご自宅で本を受け取ることができます。



受付期間

令和7年3月30日まで

借りられる期間・冊数

借りられる期間 4週間
1回につき3～5冊程度
※レターパックに入る冊数です
※大きさによりお送りできない場合があります

返却場所

各地区図書館、返却ポスト
厚賀コミュニティセンター

利用できる方

日高町在住で利用者カードをお持ちの方
※カードをまだお持ちでない方はお問合せください

インターネット蔵書検索

図書館にどんな本があるか、インターネットで検索できます
※門別図書館では、職員のおすすめ本をお送りすることもできます。お好みのジャンルや作家さん等をお知らせください。

門別図書館



お申込はお住まいの地区の図書館へお電話・FAXで

門別地区の方

門別図書館郷土資料館

TEL 01456-2-3746

FAX 01456-2-3711

日高地区の方

日高図書館郷土資料館

TEL 01457-6-2469

FAX 01457-6-2469



令和6年度
(2024年度)

スポーツ安全保険[®]のしおり

4名以上の団体・グループ
でご加入ください

この「しおり」は、スポーツ安全保険の概要を説明したものですので、団体構成員の皆様にもお渡しください。

1 スポーツ安全保険とは

加入対象 →

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う団体・グループがご加入になれます。

スポーツ安全保険は、団体・グループ活動（社会教育活動）に安心をお届けする補償制度です。公益目的事業としてスポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動を幹事会社とする損害保険会社8社（裏面参照）との間で保険契約を締結しています。

傷害保険 急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

賠償責任保険 他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

突然死葬祭費用保険 突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

（注）ご加入いただけない団体の例

× 家族だけで活動する団体 × プロスポーツを行う団体 × 営利活動を行う団体（会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できます。）

対象となる事故の範囲 日本国内での次の事故が対象（学校および保育所の管理下を除く。）

△ **学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外**

団体での活動中

団体活動への往復中

加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故

※個人活動中の事故も補償するワイドコースの加入区分もあります。

加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所（以下「学校」）が組織する団体（学校部活動等）における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの校長の証明書が必要となります。学校管理下か否かは、校長の判断によります。

2 補償期間

掛金の支払日が令和6年3月31日以前の場合
令和6年4月1日午前0時から

令和7年3月31日午後12時まで

掛金の支払日が令和6年4月1日以降の場合
掛金の支払日の翌日午前0時から

※大規模団体加入方式または翌月一括追加方式の要件を満たす団体の追加加入手続きの場合、団体への入会手続き完了時から有効です。

3 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。

※傷害保険の入、通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

団体活動を行う4名以上の方々でご加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください。

加入対象者	加入区分	補償対象となる団体活動 ※加入手続きをいただいた団体の活動に限ります。	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院日額 (180日限度)	通院日額 (30日限度)		
子ども (中学生以下 特別支援学校高等 部の生徒を含む。)	A1	▶スポーツ活動 ▶文化・ボランティア・地域活動	800円	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
大人 (高校生以上)	C 64歳 ^{注1} 以下	▶スポーツ活動 (指導・審判を含む。)	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
	B 65歳 ^{注1} 以上	※A2区分で対象となる活動も補償	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	A2	▶文化・ボランティア・地域活動 ▶準備・片付け・応援・団体の送迎 ※スポーツ活動中の事故は対象となりません。 ※A2区分には65歳以上の方も加入できます。	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
全年齢	D	▶危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む。) アメリカンフットボール、山岳登山など	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
ワイド コース (高校生以上)	AW	▶A1区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(学校管理下を除く。)も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動等)の補償額	1,450円	3,100万円	4,650万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億5,000万円	180万円
	CW	▶C区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(就業中および学校管理下 を除く。)も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動等)の補償額	4,850円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億5,000万円	180万円
	BW	▶B区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(就業中および学校管理下 を除く。)も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動等)の補償額	5,000円	700万円	1,050万円	2,800円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億5,000万円	180万円

注1 年齢の判断は、「令和6年4月1日」を基準とします。

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

当しおりは、スポーツ安全保険の概要を記したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

◆加入申込み・お問い合わせ先

スポーツ安全協会コンタクトセンター

☎ (固定電話からは) 0570-087109

(携帯電話からは) 03-5510-0033

◆各資料取扱場所

教育委員会社会教育課

☎ 01456-2-2451

教育委員会生涯学習課

☎ 01457-6-3858

